平成２９年（フ）第１３０１号
大阪府豊中市城山町３丁目１番13―106号
破産者　山田　修三
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６５８号
大阪府東大阪市南荘町９番５号　シャルマンフジ新石切　202、前住所大阪府東大阪市弥生町12番６号
破産者　弥生精工こと　三輪　忠司
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７３８号
大阪府門真市栄町28番９―304号
破産者　羽方はるみ
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９６３号
大阪市淀川区塚本２丁目20番１―1208号
破産者　西谷知亜紀
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０３３号
大阪市浪速区元町２丁目９番１―305号、前住所大阪府八尾市小畑町４丁目５番地の13
破産者　増田　吉樹
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０８９号
神戸市東灘区住吉南町５―10―38　ウィズユー御影東５番館5103号室、開始決定時兵庫県尼崎市宮内町２丁目84番地　アイ・ドミール201
破産者　林　　豊
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０９１号
大阪市福島区福島５丁目６番38―1702号
破産者　東海　志保
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１４３号
大阪市西成区津守２丁目４番５号
破産者　サクラロジックスこと　徳永　成男
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４０２号
大阪市東淀川区東中島５丁目18番17号泉マンション303号
破産者　松本　守博
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９４４号
大阪市東住吉区湯里３－２　サンヴァリエ針中野第５号棟202号室、住民票上の住所堺市西区北条町２丁１番５号
破産者　岩井慎一郎
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
堺市堺区七道東町162番地１　シティハイツ堺七道405号
破産者　田中　理弘
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
大阪府羽曳野市島泉６丁目15番５号
破産者　遠山　明美
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
岡山県美作市大井が丘700番地1574
破産者　津々日美緒
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第４１１号
広島県東広島市西条町下見4747番地２
破産者　森先　輝臣
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１５号
広島市安佐北区落合南７丁目12番８―５―103号
破産者　千村　　純
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３号
福岡県みやま市瀬高町上庄597番地３
破産者　田中　尚樹
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
福岡県田川市大字糒2182番地　西ケ浦市住５―５―２
破産者　福島　悠太
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第４５号
大分市大字一木869番地の１
破産者　江藤　　肇
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係